

令和6年5月31日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり確認及び補正を求めるので、本年6月14日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年4月30日（火）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年5月7日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

法務省本局の電話番号一覧（令和6年4月1日以降の最新版）

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書として、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

(1) 法務省大臣官房秘書課職員配置表（令和6年5月1日現在）

(2) 法務省大臣官房人事課職員配置表（令和6年4月1日現在）

(3) 法務省大臣官房会計課配置表（令和6年5月1日現在）

(4) 法務省大臣官房国際課配置表（令和6年4月15日現在）

(5) 法務省大臣官房施設課配置表（令和6年5月1日現在）

(6) 法務省大臣官房厚生管理官配置表（令和6年5月1日現在）

(7) 法務省大臣官房司法法制部配置表（令和6年4月1日現在）

(8) 刑事局職員配置表（令和6年4月15日現在）

(9) 矯正局配置表

(10) 保護局職員配置表（令和6年4月1日現在）

(11) 人権擁護局配置表（令和6年4月1日現在）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4（1）から（11）までの行政文書を請求される場合、開示請求件数は1

1件（上記4（1）から（11）までが各1件）、開示請求手数料は3,300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、請求する件数に応じた収入印紙を納付願います。